

女性の健康づくりサポーターの会に関する要綱

2 新健四業第 1537 号
令和 3 年 2 月 26 日
四谷保健センター所長

(設置等)

第1条 新宿区（以下「区」という。）における女性の健康づくりの推進を図るため、女性の健康づくりサポーターの会（以下「サポーターの会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(女性の健康づくりに関する人材の育成等)

第2条 新宿区四谷保健センター（以下「センター」という。）の所長（以下「所長」という。）は、前条に規定する目的を達成させるため、女性の健康づくりサポーター養成講座（以下「講座」という。）を実施するものとする。

- 2 講座を受講できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に在住し、在勤し、又は在学する者
 - (2) 女性の健康づくりに関する地域活動を区内で行う意思のある者
 - (3) その他所長が女性の健康づくりに必要と認める者
- 3 所長は、講座を受講した者からの申出により、女性の健康づくりサポーター（以下「サポーター」という。）に登録することができる。
- 4 所長は、次の各号のいずれかの場合には、前項の規定による登録を抹消することができる。
 - (1) サポーターが当該登録の抹消を申し出たとき。
 - (2) 心身の故障のため、第4条に規定する活動の遂行が困難であると認められるとき。
 - (3) その他所長が特に必要があると認めるとき。

(サポーターの会の構成員)

第3条 サポーターの会は、前条第3項の規定により登録されたサポーターにより構成する。

(サポーターの会の活動内容)

第4条 サポーターの会は、次に掲げる区における女性の健康づくりの推進に資する活動を行う。

- (1) 自己の可能な範囲において、講座で習得した知識を地域の住民、家族その他の者に周知する。

(2) 自己の可能な範囲において、女性の健康づくりに関する普及啓発及び区が実施する様々な事業への協力を行う。

(サポーターの会の活動場所)

第5条 サポーターの会の活動は、新宿区四谷保健センター内で実施する。ただし、その活動内容に鑑み所長が必要と認めたときは、区内の適当な場所で実施することができる。

(区による支援)

第6条 所長は、サポーターの会の構成員が、自主的に女性の健康づくりに関する知識を習得し、地域における健康づくりに関する活動を行うことにより地域全体の健康づくりが実践できるよう、必要な支援を行う。

(運営の委託)

第7条 区は、サポーターの会の運営について、事業者に委託することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。